

近組 2022-030 号

2022 年 9 月 21 日

学校法人 近畿大学
理事長 世耕 弘成 殿

近畿大学教職員組合
執行委員長 光永 靖

団体交渉要求書

近畿大学教職員組合（以下、本組合）は、学校法人近畿大学（以下、貴法人）に対し、2021 年 2 月から 4 月にかけて行った休日労働実態調査において、本組合員が申告した全ての未払い賃金の支払いを求める。

貴法人は、東大阪労働基準監督署から是正勧告を受けて上記調査を行い、申告者に対し 2022 年 3 月に未払い賃金を支払った。しかし、支払われたのは申告したうちのごく一部であり、大部分の未払い賃金ははまだ支払われていない。貴法人の説明では、所属長から命じられた業務を残業と認めるとのことだが、学会活動や授業準備といった大学教員の主要業務である研究・教育業務を残業と認めていない。研究・教育業務は、近畿大学職制にも大学教員の業務と定められており、試験監督やオープンキャンパス等、職制に明記されていない業務よりも優先されるべき業務であることは言うまでもない。貴法人は、これらの業務を行う日時を指定したわけではないという説明で、業務命令下になかったと強弁するが、これらの業務を休日や深夜に行ったのは、割り当てられた業務の総量からしてやむを得ないことであった。休日や深夜にこれらの業務を行わなくてもよいように、業務の総量を軽減するというを貴法人の責任において実行するべきであるところ、それをしようともせず、残業が発生した責任を回避するという態度は言語道断である。早急に支払うよう強く要求する。

回答は一週間以内とする。

以上